

国立大学法人島根大学と国立大学法人秋田大学との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と国立大学法人秋田大学（以下「秋田大学」という。）が、包括的な連携のもと、両者の強みや特色を活かして教育、研究、地域貢献等の分野において広く連携し教育、研究の質の向上を図り、もって社会の発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 島根大学と秋田大学は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 教育に関すること。
- (2) 研究に関すること。
- (3) 地域貢献に関すること。
- (4) 産学官連携に関すること。
- (5) 学生及び教職員の交流に関すること。
- (6) その他前条の目的に資すること。

(協議)

第3条 本協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、両者協議のうえ定めるものとする。

(守秘義務)

第4条 両者は本協定に基づく活動において相手方より知り得た情報については、適切に管理するとともに、相手方の承認を得ずに第三者に開示してはならない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、両者のいずれから改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の有効期間中であっても、両者が協議のうえ本協定書を改定することができる。

本協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年3月28日

国立大学法人島根大学
学長

服部 泰直

国立大学法人秋田大学
学長

山本文雄